

栃木県立黒磯南高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は栃木県立黒磯南高等学校同窓会と称し、事務局を母校に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦と、母校の発展を図ることをもって目的とする。

第2章 会員

第3条 本会は母校卒業生をもって組織する。ただし、修了者でも理事会の推薦により会長の承認を得て会員となることができる。

第4条 本会会員は入会に際し入会金（終身会費）を納入するものとする。

第3章 事業

第5条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 会員名簿の発行
- 3 母校教育の設備及び事業の援助
- 4 講演会・講習会その他の会合の開催
- 5 その他必要な事業

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 書記 2名
- 4 会計 2名
- 5 監事 4名
- 6 理事 若干名

第7条 会長・副会長・監事は総会において選出する。書記・会計は会長が委嘱し、内各1名は母校職員とする。理事は各年度から選出された者を会長が委嘱する。

第8条 役員任期は3カ年とし再任を妨げない。

第9条 役員任期は次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記 庶務を掌る。
- 4 会計 会計事務を処理する。
- 5 監事 事業及び会計の執行を監査する。
- 6 理事 本会事業の企画運営に当たる。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は原則として母校校長及び教頭とし、総会・理事会に出席して意見を述べるができる。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会・臨時総会・役員会及び理事会とする。総会は毎年1回開催するものとし、臨時総会・役員会及び理事会は必要あるたびに、それぞれ会長の招集によって開く。

第6章 会計

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 本会の経費は入会金・寄付金等をもってこれに充てる。

第7章 慶弔その他

第14条 会員及び母校職員に慶弔のあったときは、本会の名をもってその意を表す。その他事例があった場合は、役員が決定する。

第8章 支部

第15条 会員の居住する土地に支部を置くことができる。支部は本部と連絡を密にし、本会の発展に寄与する。

附則

第16条 この会則は総会において出席会員の過半数の同意によって変更することができる。

第17条 この会則は昭和54年3月1日から実施する。

平成20年8月2日 一部改訂